

# 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の概要

## 1 受給できる事業主

- ① 中小建設事業主
- ② 建設事業主（女性建設労働者を受講させる場合）

（\*）「建設事業主」とは  
建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、次の「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指す。

「Aの建設事業主」— 「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける建設事業主

「Bの建設事業主」— 「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率の適用を受ける建設業の許可を有する建設事業主

## 2 支給要件

雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合、又は所定労働時間外であっても、法定以上の割増賃金を支払った場合に助成

## 3 当協会での対象となる講習

玉掛け技能講習	アーク溶接特別教育*
クレーン運転特別教育*	高圧電気取扱特別教育*
低圧電気取扱特別教育*	

\*特別教育は当協会の講習以外で所定の実技時間を行った場合のみ対象となります。

## 4 助成額

（経費助成）

規模 20 人以下の中小建設事業主：75%（90%）

規模 21 人以上の中小建設事業主：35 歳未満：70%（85%）、35 歳以上：45%（60%）

建設事業主（女性建設労働者を受講させる場合）：60%（75%）

（賃金助成）

規模 20 人以下の中小建設事業主：7,600 円/日・人（9,600 円/日・人）

規模 21 人以上の中小建設事業主：6,650 円/日・人（8,400 円/日・人）

女性建設労働者に技能実習を行う上記以外の建設事業主は経費助成のみ

（ ）内は生産性要件を満たす場合

## 4 手続き

### ① 計画届の提出

技能実習を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までに必要書類一式を技能実習の受講者が属する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出

→平成30年10月1日以降、登録教習機関に委託して実施する技能実習については不要となります。（厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/113\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/113_2.pdf)）

### ② 支給申請書の提出

技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出

## 5 厚生労働省ホームページ

1 パンフレット <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/763.pdf>

2 様式 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717.html>